

平成26年(ワ)第2734号 損害賠償請求事件  
平成26年(ワ)第2721号 損害賠償請求事件  
平成27年(ワ)第728号 損害賠償請求事件  
平成27年(ワ)第3915号 損害賠償請求事件  
平成28年(ワ)第825号 損害賠償請求事件  
原告 原告番号1 外53名  
被告 国 外1名

## 準備書面35

2019(平成31)年1月10日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉村 敏幸  
同 宮下 和彦  
同 近藤 恭典 外

本書面は、原告ら準備書面32で主張した経済的損害に関する費目と各原告の陳述書別紙「損害一覧表」にて列挙した損害項目の対応関係及び同書面にて主張した「帰還に伴う苦痛」の位置づけについて整理して述べる。

### 第1 経済的損害に関する費目について

#### 1 避難交通費及び移転交通費

陳述書別紙「損害一覧表」記載の避難交通費及び移転交通費とは、原告ら準備書面(32)記載の「避難交通費」を指す。

同別紙にいう「避難交通費」とは、原告ら準備書面（32）2頁・第1・1・（1）アで述べたとおり、原告らが避難するのに要した交通費を指し、同別紙にいう「移転交通費」とは、原告ら準備書面（32）2頁・第1・1・（1）アで述べたとおり、「やむを得ず避難後に転居するなどして移転」するのに要した交通費を指す。

なお、避難交通費及び移転交通費は、原告ら準備書面（32）記載のとおり、その両者を区別することなく、移動区間や移動方法により算出される定額を損害額とする。

## 2 一時立入移動費・面会交通費

陳述書別紙「損害一覧表」記載の一時立入移動費・面会交流費とは、原告ら準備書面（32）記載の「一時立入移動費・面会交流費」を指す。

## 3 引越費用

陳述書別紙「損害一覧表」記載の引越費用とは、原告ら準備書面（32）記載の「引越費用」を指す。

## 4 家財購入費

陳述書別紙「損害一覧表」記載の家財購入費とは、原告ら準備書面（32）記載の「家財購入費」を指す。

## 5 生活費増加分（世帯分離による）

陳述書別紙「損害一覧表」記載の生活費増加分（世帯分離による）とは、原告ら準備書面（32）記載の「世帯分離による生活費増加」を指す。

## 6 その他の生活費増加

陳述書別紙「損害一覧表」記載のその他の生活費増加とは、原告ら準備書面32にて主張はしていないものの、上記5記載の「生活費増加分（世帯分離による）」世帯分離を原因としない各原告の個別事情（職業や避難前後における生活状況の変化等）により、避難後に支出を余儀なくされた生活費増加分の損害を

指す。

その他の生活費増加に関しては、実額を請求する。

#### 7 放射線検査費用

陳述書別紙「損害一覧表」記載の放射線検査費用とは、原告ら準備書面（32）においては主張していないものの、各原告が外部及び内部被ばく検査を受けるために支出した費用や放射線測定器を購入した費用など原告やその家族の被爆の有無及び程度を調査するために支出した費用を指す。

放射線検査費用に関しては、実額を請求する。

#### 8 動産損害

陳述書別紙「損害一覧表」記載の動産損害とは、原告ら準備書面（32）記載の「動産」を指す。

### 第2 「帰還に伴う苦痛」（原告ら準備書面32）の位置づけ

原告ら準備書面32で主張した「帰還に伴う苦痛」は、陳述書別紙「損害一覧表」にいう「精神的損害（避難）」及び原告ら準備書面30にて主張した「避難に伴う慰謝料」を算定するにあたって考慮すべき事由である。

一旦避難をした者は、帰還できたとしても、本件事故により失われた人間関係を再度構築すること、一度失った仕事や生活基盤をから再建することは容易なことではない。いわば、避難地から別の場所に避難したのと同様に、避難に伴う苦痛が継続するのである。

したがって、

以上